

理 由 書

横須賀市の西部に広がる丘陵地は、隣接する葉山町の丘陵地と一体となってまとまりのある大規模な緑地を構成しており、三浦半島最高峰の大楠山を主峰とし、衣笠山山系と一体となって良好な自然環境を形成しています。

こうしたことから、昭和42年2月に首都圏近郊緑地保全法に基づき、衣笠・大楠山近郊緑地保全区域が指定され、このうち、衣笠山山頂を含む区域について自然風致を一層保護するため、昭和47年11月に衣笠・大楠山近郊緑地特別保全地区を都市計画決定しています。

本地区は、大楠山山頂から前田川流域を含む山麓にかけて広がる区域であり、豊かな樹林、溪谷や水辺など多様な環境が広がり、数多くの動植物が生息・生育する貴重な生態系が形成されています。また、山頂からの優れた眺望や、山頂に至る複数のハイキングコースは、首都及びその周辺の地域の住民の心身の健康増進に繋がっています。

「横須賀都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「衣笠大楠山地区・武山地区の自然的景観の保全、身近な自然的都市景観である丘陵地・傾斜地山林・社寺林の保全を図る。」としており、また、「横須賀市都市計画マスタープラン」において、「首都圏近郊緑地保全区域を中心とした一団の緑地は、積極的に保全・活用します。」とされています。さらに、令和8年3月に「横須賀市みどりの基本計画」が改定され、「大楠山から前田川の流域にかけての樹林地について、近郊緑地特別保全地区の指定に向けた検討を進めます。」と位置付けられました。

こうしたことから、本地区の特に良好な自然環境を保全し、首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進に資するため、本案のとおり衣笠・大楠山近郊緑地特別保全地区を変更するものです。